

栃木県県土整備部業務委託の情報共有システム試行要領

(目的)

第1条 この要領は、栃木県県土整備部が発注する業務委託における履行期間の受発注者間の業務の効率化及び生産性向上を図るため、「情報共有システム」を実施するにあたり、必要な事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 本要領において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

(1) 情報共有システム

情報通信技術を活用し、受発注者間など異なる組織間で情報を交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいう。

(2) 受注者

受注者とは、発注者との各種情報を相互に交換する立場にある業務担当技術者を主にいう。なお、主任技術者、照査技術者などの関係者も各種情報の共有を可能とする。

(3) 発注者

発注者とは、受注者と業務に係る各種情報を相互に交換する立場にある監督職員（総括監督員、主任監督員、監督員）を主にいう。

(4) 業務帳票

本要領における業務帳票とは、栃木県業務委託共通仕様書（栃木県県土整備部）で定義する「書面」をいう。

具体的には、「指示」、「承諾」、「協議」、「報告」、「提出」の行為に必要な打合せ簿及び添付資料のことを指す。情報共有システムによる打合せ簿の発議・提出・受理などの処理を行うことで、紙への署名・押印と同等の処理を行うことが可能であることから、情報共有システムで処理した打合せ簿も「書面」として有効であり、紙と同等の原本性を担保するため、業務においては業務帳票の変更履歴を記録し、業務等完成後においては、「情報共有システム」から電子データを移管しても受発注者の「押印・署名」と同等の記録が各業務帳票に記録されている必要がある。

(対象)

第3条 情報共有システムの対象は、栃木県県土整備部が発注する業務委託のうち、委託帳票等を情報共有システムによる提出および確認が可能であると発注者が認める業務。

(機能要件)

第4条 本要領において使用できる「情報共有システム」は、国土交通省の「電子納品に関する要領・基準」のホームページに掲載している「情報共有システム提供者における機能要件」を満たし、栃木県が求める機能（PDF，SFCが表示可能なこと）を満たすものの中から、受発注者で協議して決定する。

ただし、その他の情報共有システムを利用する場合は、事前に受発注者で協議のうえ、利用の判断を行うことができる。

http://www.cals-ed.go.jp/jouhoukyouyuu_taiou/

- 2 受注者は、「情報共有システム」において、奨励される機器動作環境やネットワーク環境について確認を行い、利用を開始するまでに「情報共有システム」の奨励環境を用意するものとする。

(対象とする帳票)

第5条 全ての帳票を対象とする。ただし、業務上、紙提出が望ましい帳票については対象外とする。なお、栃木県様式が定められている帳票が、「情報共有システム」で作成できない場合は、国土交通省の様式を準用することができる。

(対象とする帳票の送付)

第6条 対象とする帳票の決裁は、「情報共有システム」上で行うものとする。ただし、電子化を行わない書類の決裁は、従前どおりの方法によるものとする。

(検査)

第7条 「情報共有システム」で処理した帳票は紙に出力せずに、電子データを利用し検査する。

(データ移管)

第8条 完成検査の終了後、受注者は「情報共有システム」内の電子データを速やかに保存し、必要な書類の保管を行うものとする。

(電子納品)

第9条 この要領にこの要領に基づき作成した帳票等は、「栃木県 CALS/EC 電子納品運用に関するガイドライン」に基づき電子納品を行うものとする。

(利用に係る経費)

第10条 「情報共有システム」の利用に係る経費（登録料及び利用料）は、設計業務等標準基準書に基づき、各業務における諸経費等の率に含まれる。

(利用上の留意点)

第11条 受発注者は、以下の項目について留意して利用する。

- (1) 関係者への利用権限の付与、利用の習慣化
- (2) ID・パスワードの管理の徹底
- (3) フォルダ構成の統一
- (4) 通信環境の整備

(情報漏えいの防止)

第 12 条 受発注者は、当該業務において知り得た情報及び個人情報等の保護の重要性を認識し、情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止等の個人情報を含めた情報の適切な管理を行う。

(その他)

第 13 条 本実施要領に定めがない事項に関しては、「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン（国土交通省）」を準用するほか、受発注者間の協議により定めるものとする。

附則

この要領は、令和 6（2024）年 10 月 10 日から適用する。